

# 愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン

## 第1章 総論

### 1 趣旨

大規模災害の発生時には、動物愛護のほか被災した飼い主の心のやすらぎの確保、動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された犬猫等の愛護動物（ペット）の保護・収容や応急処置等を行う必要がある。

このため、愛媛県では、愛媛県地域防災計画を策定するとともに、平成24年3月に公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「獣医師会」という。）と災害時の動物救護活動に関する協定を締結し、このたび、愛媛県動物救護本部設置要綱を策定したところである。

本ガイドラインは、発生時には県と獣医師会等関係機関が速やかに動物救護活動を行えるよう基本的な活動の内容を示すものである。

なお、本ガイドラインでは、飼い主及び動物救護活動従事者の安全確保を前提に、飼い主とペットの同行避難を行うことを想定している。

### 2 活動の基本とする方向性

災害時に救護活動を迅速かつ効果的に展開するためには、平常時から県民への災害に備えたペットとの同行避難を啓発、同行避難に対応した避難所の確保等を行うとともに、実効性のある対応マニュアルの策定やシミュレーションが重要である。

救護活動は、災害発生直後の動物の保護及び治療から飼い主への返還及び新たな飼い主探しに移行するが、発生時には、次の救護活動を行うこととし、飼い主に返還できなかった愛護動物にあっては全て新しい飼い主を探すことを原則とする。

- 1) 被災者からの一時預かり
- 2) 負傷動物及び放浪動物の保護及び治療
- 3) 飼い主及び新たな飼い主探し
- 4) 避難所への巡回、餌の配給
- 5) 動物に関する各種相談

### 3 本ガイドラインの範囲

地震、津波、台風、高波、豪雨、噴火等の自然災害等、大規模災害発生時における動物救護活動とする。

### 4 救護活動の対象地域

大規模災害が発生し、中核市である松山市を含む県内の地域が被害を受け、愛媛県動物救護本部（以下「動物救護本部」という。）が設置された場合、松山市を含む県内の区域の救護活動を実施する。

なお、松山市を除く県内の地域が被害を受け、動物救護本部が設置された場合には、松山市と協議を行った上で、松山市に救護活動を要請する。

### 5 動物救護活動を実施する団体等

大規模災害が発生した場合に、県は松山市、獣医師会、その他本部長が必要と認めた団体と連携し、動物救護本部及び被災動物救護センター（以下「動物救護センター」という。）を設置して動物救護活動を行う。

## 第2章 平常時の活動

災害時に飼い主と動物が無事であるためには、平常時から、飼い主に対して動物に関する正しい知識を習得させるとともに、日頃の健康管理や所有者明示など、適正な飼養を普及啓発することが、災害時の備えとして重要である。

### 1 飼い主に対する啓発

#### 1) 住宅の防災対策

被災時に、まずは飼い主が無事であることが重要なため、住宅を災害に強くしておく必要がある。

家具の固定や転倒防止のほか住宅の耐震強度の確認などの対策をとっておく。

#### 2) 家族間で話し合い

災害が起こったときにどうするか、家族全員で話し合っておく。

- (1) 家族間の連絡方法、集合場所
- (2) 非常持ち出し袋など備蓄物資の保管場所と中身
- (3) 飼っている動物をどう守り、避難させるか
- (4) 飼い主が留守中の災害時の対処方法

#### 3) 近隣、飼い主仲間との連携

普段から近隣の方々と良好な関係を築けるように、飼養マナーに気を配るとともに、お互いが助け合えるように、近隣や飼い主仲間と防災について話し合っておく。

また、緊急時に動物を預かってくれる方や場所を確保しておく。

#### 4) 地域情報の収集と避難訓練

住んでいる地域の防災計画を確認しておく。実際に家族で動物を連れて避難場所まで行く訓練をして、所要時間や危険な場所等をあらかじめチェックしておく。

#### 5) 迷子札とマイクロチップ

動物と離ればなれになることを想定し、すぐに飼い主がわかるように、普段から迷子札やマイクロチップを装着しておく。

動物の種類に応じて、足環、耳標のほか、犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射済票を装着する。

#### 6) 健康管理としつけ

普段から健康状態に注意し、ブラッシングで抜け毛をとるなど動物の体を清潔に保ち、予防接種やノミなどの駆除をしっかりと行っておく。

避難所で迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておく、他人に友好的に接することができるなどのしつけを普段からしておく。

さらに、不必要な繁殖の防止のため、不妊去勢手術を実施しておく。このことにより性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果も期待できる。

#### 7) 動物のための備蓄品の用意

ライフラインの寸断、緊急避難に備え、必要な物資を備蓄しておく。餌や水は少なくとも5日分（できれば7日以上）備蓄しておく。

### 2 緊急連絡体制の整備

動物救護本部は、災害発生時に動物救護活動を円滑に実施できるように、構成団体及び市町等の緊急連絡網など緊急連絡体制を確立する。

### 3 市町に対する要請

市町にあっては、動物の救護は、動物愛護のほか被災した飼い主の心のやすらぎの確保の

観点から、重要な対策であることを認識し、災害対策の一環として同行避難を前提とした動物救護体制を視野に入れた整備が必要である。

1) 市町における広報、啓発活動の実施

犬の飼い主に対し、犬の登録や狂犬病予防注射の実施など、狂犬病予防法の遵守を徹底するよう指導を行う。

2) 動物の同行避難が可能な避難所等の設置

被災者と動物と一緒に避難できるように、住民の避難所に被災動物の避難所が併設させるような箇所の設定を検討する。

また、仮設住宅設置にあたってはペット受入れ方針等について検討する。

3) 同行避難のルール化の検討

避難所では、動物の適正な飼養が重要であり、その動物飼養等、被災動物避難所の運営に関するルール化を検討する。

4) 動物救護センター設置にあたっての協力

大規模災害時には、動物の一時預かりや収容を行う動物救護センターが必要となるため、県が主体となって設置場所の確保に努めるが、必要に応じて候補地の選定等に協力する。

### 第3章 災害発生時の活動

動物救護活動の内容は、災害発生直後の動物の保護及び治療から飼い主への返還及び新たな飼い主探しに移行するため、初動時期、救護活動時期、復興時期に分類し、活動内容を示す。

#### 1 初動時期

災害直後の活動は、組織的な救護活動をほとんど行えないため、ボランティアの確保及び状況把握に重点を置くことが重要である。

なお、災害救助・救護は人命最優先を原則として行われることから、避難所における動物救護対策は、この点を踏まえた対応となることを念頭に置く必要がある。

##### 1) 初動要員の確保

県は愛媛県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）及び愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課の担当職員の安否確認を行うとともに、動物救護本部の構成団体と連絡をとり、要員を確保する。

##### 2) 動物救護本部及び動物救護センター設置検討

県は災害の状況を勘案しながら、動物救護本部及び動物救護センター設置の要否、必要人員等を検討する。

動物救護センターの設置場所は動物愛護センター内を基本とするが、被災地の状況により動物救護本部が適宜決定する。

##### 3) 獣医師会の役割

動物救護本部が設置されるまでの間、獣医師会は、会員の安否確認、診療施設の被害状況把握、会員からの情報収集に努め、動物救護対策の体制整備のための基本的な事項を確認する。

獣医師会は、被災していない会員の動物病院に、負傷動物の応急治療あるいは短期保護を依頼する。

##### 4) ボランティアの募集開始

県はボランティアの募集を開始する。ボランティアの募集に当たっては活動内容、活動地域、活動可能期間等を考慮して行う。

動物救護センターが設置されるまでの間は、県がボランティアの受付・登録を行い、動物同伴可の避難所への配置・派遣を調整する。獣医師会から要請があった場合には、被災動物を収容する動物病院に派遣する。

ボランティアの保険加入手続を行う。

動物救護センターが設置された場合で、同センターで募集することが適当と思われるときは、ボランティア募集の事務を同センターに引き継ぐ。

##### 5) 愛媛県動物愛護推進員への協力要請

県は、愛媛県動物愛護推進員の状況を確認し、活動可能な推進員に対し、救護活動への協力を依頼する。手続き等はボランティアに準じて行う（以下動物愛護推進員を含め「ボランティア」という。）。

##### 6) ペット災害支援協議会への協力要請

県あるいは獣医師会はペット災害支援協議会への支援要請を行う。

ペット災害支援協議会への支援の要請に当たっては、動物の被災状況、避難所の設置状況、必要な物資のおおよその種類・量、人員及び役割等を把握・整理し、報告する。

### ペット災害支援協議会

緊急災害発生時において自治体の行う被災ペット救護活動に対して、ペットフードやペット用品を支援するため、組織された団体。ペット関連4団体（一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、一般社団法人日本ペットサロン協会、一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会）で構成される。支援物資は、ペットフード、ペットシート、猫砂、首輪、リード、食器であり、ケージ及び獣医師の指導が必要な療法食は対象外。

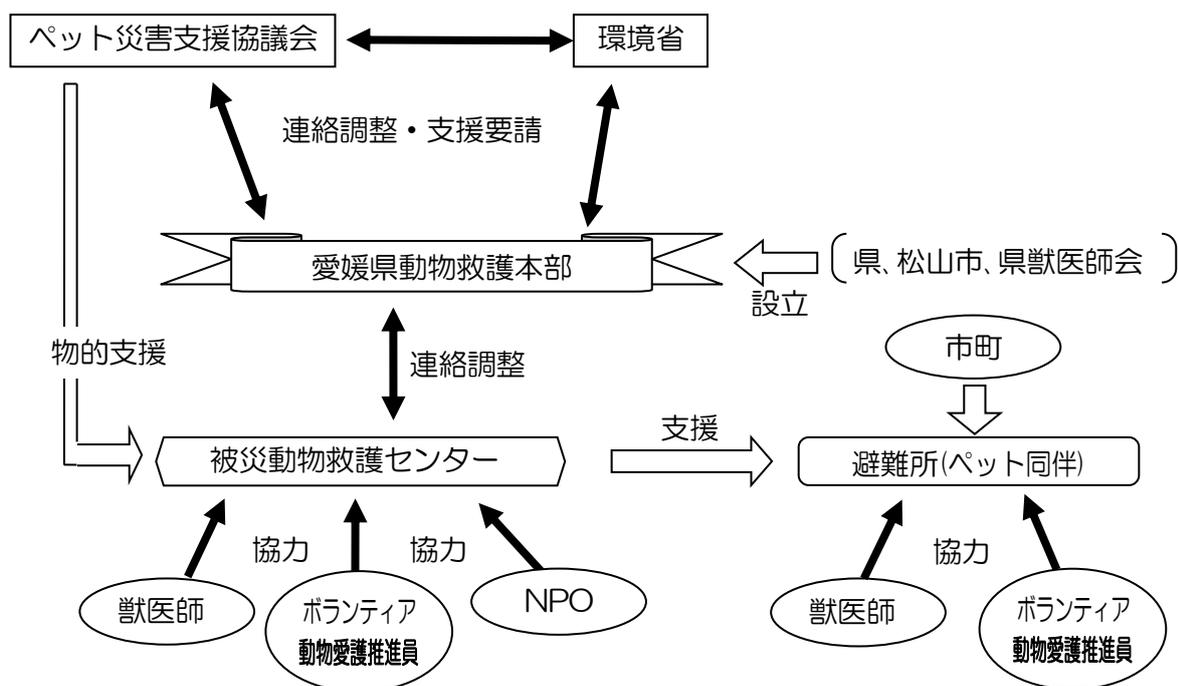


図 動物救護体系イメージ

## 2 救護活動時期

初動委員の確保や状況把握を中心とする初動時期の活動に引き続き、必要な物質の調達・準備、避難所動物救護情報の収集、被災動物の保護、一時預かりなど救護活動を本格化させる時期である。

### 1) 動物救護本部の設置

設置要綱に基づき保健福祉部健康衛生局薬務衛生課内に動物救護本部を設置する。

動物救護本部は①動物救護活動の内容、②救護本部の設置期間等を構成機関等の代表者と協議し、決定する。

環境省及びペット災害支援協議会に動物救護本部を設置した旨を連絡する。

### 2) 動物救護本部の業務

事務局は、次の業務を行うこととし、動物救護センターが設置された場合には、(7)及び(8)の業務については、同センターが実施する。このほか、動物救護センター運営開始後、同センターで実施することが適当と思われる業務があれば、適宜、同センターと協議の上、所管する業務を移管する。

- (1) 活動地域の認定及び解除
- (2) 動物救護センターの設置、廃止、連絡調整
- (3) 義援金の受入れ及び支出管理
- (4) 関係団体及び行政機関との連絡調整

- (5) 医薬品、物資等の調達
- (6) ボランティアの募集、希望者の受付・登録
- (7) ボランティアの配置、派遣等の調整、活動内容の連絡
- (8) 各種ボランティア団体との連絡調整
- (9) 動物に関する法律の整理

緊急時における次の動物に関する法律の手続については、国、市町、関係機関等と協議を行う。

- ア 狂犬病予防法に基づく登録、注射等
- イ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく引取り、負傷動物の収容
- ウ 遺失物法に基づく届出 等

- (10) 報道機関の対応
- (11) 活動報告の集計

### 3) 動物救護センターの設置

被災動物等を一元的に管理するために、動物救護センターを設置する。

なお、動物救護センターにおける活動の内容は概ね次のとおりとするが、より具体的な活動については別途マニュアルを定めるものとする。

- (1) 構成
 

動物救護センターの構成は県、関係市町及び獣医師会の職員並びにボランティアとし、動物救護センター長を置く。
- (2) 業務概要
 

事務局を設置し、事務局長1名と以下の5班編制とし、動物救護センター長の指示により下表の業務を行う。

事務局編成	業務内容
事務局長	各班の業務把握、統括
総務班	Ⅰ 動物救護本部との連絡調整 Ⅱ 被災区域内の関係団体及び行政機関との連絡調整 Ⅲ ボランティアの受入れ及び活動管理 Ⅳ その他被災区域内の動物救護活動に必要な事務
物資管理班	Ⅰ 餌、医薬品等物資の調達、管理及び配布 Ⅱ 被災地における飼育動物に対する餌等の配布
保護管理班	Ⅰ 負傷動物等の保護 Ⅱ 飼育不能となった動物の引取り Ⅲ 被災動物にかかる相談、飼育指導及び助言 Ⅳ 避難所等における適正飼養に関する助言
飼育管理班	Ⅰ 所有者及び新たな飼い主探し及び譲渡並びに情報提供 Ⅱ 飼育困難な動物の一時保管 Ⅲ 収容動物の飼育管理
医療班	Ⅰ 負傷動物の治療 Ⅱ 収容された動物の健康管理

### (3) 動物救護本部からの移管が想定される業務（総務班、物資管理班）

#### ア 総務班関係

#### ●表 総務班Ⅱ（連絡調整）関係

- (ア) 被災区域の認定及び解除
  - 被災状況、避難所の設置状況等の情報収集
  - 活動区域の認定及び解除

- (イ) 動物救護センターの廃止、連絡調整
  - 構成員の選定、連絡等
  - 動物救護センターの廃止  
動物救護本部と協議の上、決定する。
- (ウ) 義援金の受入れ及び収支管理
  - 専用口座の開設
  - 収支の管理
- (エ) 関係団体及び行政機関との連絡調整（情報収集）
  - 連絡先一覧の作成
- (オ) その他
  - 要員の確保  
動物救護センターの運営に当たる要員は、原則、行政職員、獣医師会員及びボランティアとするが、運営に支障が出るような場合は、事務局職員の雇用の要否を動物救護本部と協議する。
  - 被災地域の獣医師会支部長及び稼働可能な獣医師の確認。

●表 総務班Ⅲ（ボランティア）関係

県からボランティアの募集等に関する事務を引き継ぎ、ボランティア窓口を設置し、次のことを行う。

- (ア) ボランティアの募集、受付・登録
  - ボランティアの募集
  - ボランティアの受付、登録（ボランティア希望者への案内）  
ボランティア登録用紙を記入  
ボランティア登録証の発行
  - ボランティア誓約書への署名
- (イ) ボランティアの運営
  - 動物救護センターへの配置、派遣等の調整
  - ボランティアへの連絡（配置先、活動内容等）
  - ボランティア保険への加入手続き
- (ウ) 各種ボランティア団体との連絡調整
  - ボランティア団体への応援要請
- (エ) 記録の作成
  - ボランティアの運営状況を記録  
（写真・ビデオ撮影、活動記録作成）

●表 総務班Ⅳ（その他）関係

★ 広報

県災害対策本部事務局と連絡調整の上、次のことを実施する。

- (ア) 報道機関の対応
  - 取材対応
- (イ) 義援金、物資の要請
  - 義援金の募集（募集広告案作成）
  - 物資提供のお願い  
報道機関への情報提供、ホームページ等
- (ウ) 活動報告の集計
  - 活動内容の集計、発表  
動物救護センターにおける収容頭数、治療頭数、相談件数等

★ 代表者会議の開催

県災害対策本部事務局と連絡調整の上、次のことを実施する。

(ア) 代表者会議のメンバー表の作成

(イ) 動物救護センターの設置期間（廃止）と救護本部の縮小、廃止の検討

イ 物資管理班 表 I 関係

(ア) 医薬品、物資等の調達及び動物救護センターへの配布

- 必要物資一覧の作成
- 救援物資等の受入れ、保管
- 愛護団体等で受け入れた救援物資等の把握
- 必要物資等の調達
- 動物救護センターへの配布
- 救援物資等の受払台帳の作成

(イ) 関連職員、応援要員等の衣食住の手配

- 弁当等供給元の確保
- 宿泊場所の確保
- 作業着等の確保
- 必要数の確認と配布

### 3 復興時期

被災地における復興が活発となり、動物救護活動も仮設住宅や飼い主に対する支援や動物救護センターで保護されている動物の処遇等の検討が始まる時期である。

1) 仮設住宅入居飼い主への支援

保護管理班は、ペット同伴が可能な仮設住宅等へ入居する飼い主に対し、住宅の他の入居者に鳴き声や臭い、衛生害虫等の迷惑をかけないように、適正飼養を指導するとともに、飼い主からの相談に応じる。

また、必要に応じて、保護管理班及び医療班は仮設住宅を巡回し、飼い主の動物医療相談等に応じる。

2) 動物救護センターに収容する動物の取扱

飼育管理班は、収容する動物のうち飼い主の不明な動物について、新たな飼い主に譲渡をすすめていく。譲渡を行う場合には、その後に所有者等が判明した場合を想定して、新たな飼い主に対し、譲渡の趣旨を説明し、返還の可能性もあることを理解してもらった上で、譲渡手続を行う。

また、飼い主からの一時預かりが長期に及ぶ動物については、飼い主に対し所有権の放棄を勧める。

3) 動物救護センターの閉鎖

代表者会議は、収容動物の頭数を見極め、ボランティア、関係市町と協議を進めながら、動物救護センターの閉鎖の時期を検討する。

また、物資管理班は、動物救護センターで使用した器具・機材の処分の方法を検討する。

### 4 終息

被災地域の社会活動等の再開状況を勘案しながら、動物救護本部を解散するが、その後に他の自治体や地方獣医師会が参考できるような活動記録を作成する。

なお、動物愛護センター及び松山市は必要に応じて、譲渡動物のその後の調査を実施する。